

妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師認定申請資格

1. 妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師

以下の全てを満たす者は認定を申請することができる。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた見識を備えていること。
- (2) 薬剤師としての実務経験を3年以上有し、日本病院薬剤師会の会員であること。ただし、別に定める団体のいずれかの会員であればこれを満たす。
- (3) 別に定める学会のいずれかの会員であること。
- (4) 日病薬病院薬学認定薬剤師であること。ただし、日本医療薬学会の専門薬剤師制度により認定された専門薬剤師であればこれを満たす。
- (5) 申請時において、病院または診療所に勤務し、妊婦・授乳婦の薬剤指導に3年以上、かつ、申請時に引き続いて1年以上従事していること（所属長の証明が必要）。
- (6) 日本病院薬剤師会が認定する研修施設（以下「研修施設」という。）において、「模擬妊婦・模擬授乳婦とのロールプレイ」を含めたカウンセリング技術等や、情報評価スキルの確認トレーニング等の実技研修を40時間以上履修していること、または研修施設において3年以上、妊婦・授乳婦の薬剤指導に従事していること（所属長の証明が必要）。
- (7) 日本病院薬剤師会が認定する妊婦・授乳婦領域の講習会、及び別に定める学会が主催する妊婦・授乳婦領域の講習会などを所定の単位（20時間、10単位）以上履修していること。
ただし、日本病院薬剤師会主催の妊婦・授乳婦に関する講習会を1回以上受講していること。
- (8) 妊婦・授乳婦の薬剤指導実績が15症例以上（複数の疾患）を満たしていること。
- (9) 病院長あるいは施設長等の推薦があること。
- (10) 日本病院薬剤師会が行う妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師認定試験に合格していること。

附則

- 1) 妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師認定申請資格は平成20年4月1日より施行する。
- 2) 平成20年6月7日改定
- 3) 平成20年7月26日改定
- 4) 平成21年6月5日改定
- 5) 平成22年4月17日改定
- 6) 平成22年10月30日改定
- 7) 平成26年2月8日改定
- 8) 平成27年2月14日改定　ただし、令和3年度までに認定申請するものにあっては
(4) は従前の認定申請資格（日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度、日本臨床薬理学会認定薬剤師）で差し支えない。
- 9) 平成28年2月13日改定
- 10) 平成29年12月16日改定
- 11) 令和元年12月21日改定、令和2年4月1日施行
医学・薬学系大学院博士課程修了者（4年制課程に限る・社会人大学院を除く）にあっては、個別審査の上、(2)に定める「薬剤師としての実務経験年数」及び(5)に定める「妊婦・授乳婦の薬剤指導従事年数」に、2年を算入することができる。ただし、申請時において、妊婦・授乳婦に関する博士論文のコピー及び、大学院修了証明書のコピーを提出すること。
- 12) 令和4年2月5日改定、令和4年4月1日施行
- 13) 令和6年5月18日改定、令和6年6月1日施行

別添

妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師認定申請資格に関する事項

1. (2) で「別に定める団体」とは、以下の通りである。

● 日本薬剤師会	● 日本女性薬剤師会
2. (3)、(7) で「別に定める学会」とは、以下の通りである。	
● 日本医療薬学会	● 日本産科婦人科学会
● 日本薬学会	● 日本小児科学会
● 日本臨床薬理学会	● 日本先天異常学会
3. (5) 「申請時において」とは、認定開始日前日を指す。
4. (5)、(6)、(8) で「妊婦・授乳婦の薬剤指導」とは、妊婦・授乳婦を対象とした薬剤管理指導のうち、妊婦・授乳婦に対する薬物療法の胎児毒性・乳児毒性に関する評価・カウンセリング、妊娠と薬情報センター（国が国立研究開発法人国立成育医療研究センターに設置したもの）利用による妊婦・授乳婦カウンセリング等である。
5. (7) で「日本病院薬剤師会が認定する妊婦・授乳婦領域の講習会」とは、以下の機関または団体が実施する講習会である。
 - 日本病院薬剤師会
 - 日本病院薬剤師会が実施する e ラーニング
 - 各都道府県病院薬剤師会（ブロック開催も含む）
 - 妊娠と薬情報センター（国が国立研究開発法人国立成育医療研究センターに設置したもの）
 - 一般社団法人妊娠と薬情報研究会